

議員提出議案第9号

三田市議会基本条例の制定について

三田市議会基本条例を次のとおり定める。

平成24年6月26日提出

三田市議会議員	森	本	政	直
同	田	中	一	良
同	中	田	初	美
同	野	上	和	雄
同	坂	本	三	郎
同	松	岡	信	生
同	家代岡		桂	子
同	前	中	敏	弘

# 三田市条例第 号

## 三田市議会基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 目的（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条－第5条）

第3章 市民と議会の関係（第6条－第8条）

第4章 市長等と議会の関係（第9条－第11条）

第5章 議員間の討議（第12条）

第6章 議会の体制（第13条－第18条）

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第19条－第22条）

第8章 議会機能の充実強化（第23条・第24条）

第9章 条例の位置付け及び見直し（第25条・第26条）

#### 付則

三田市議会（以下「議会」という。）は、市民から選挙で選ばれた三田市議会議員（以下「議員」という。）で構成され、同じく市民から選挙で選ばれた市長と並ぶ市民の代表機関である。

二つの代表機関は、それぞれの異なる特性を活かして市民の信託に応える責務を負っており、二元代表制の実効性を高め、市民にとって最良の意思決定を導く共通の使命が課されている。

合議制の機関である議会は、多様な市民意思を市政への的確に反映させるため、活発な討議により多様な観点から市政監視と政策提言を行うとともに、公平で、公正かつ透明な議会運営を推進し、政策の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を市民に明らかにする役割を担っている。

近年の地方分権の進展に伴う権限の移譲により三田市の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、多様な市民意思を反映する議会が市民福祉の向上に果たすべき役割は、住民自治の充実を図る上でますます重要になってきている。

議会は、これまでの歩みを踏まえ、議会の基本理念、議員の役割と責務などの基本原則を定めることにより市民の信託に全力で応え、市民に開かれた議会を目指し、

市民とともに歩むことを決意し、ここにこの条例を制定する。

## 第1章 目的

### (目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念、議員の役割と責務などの基本原則に加え、議会及び市長等（執行機関としての市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びにその職員をいう。以下同じ。）並びに市民との関係を明らかにすることにより公正で民主的な市政運営を実現し、もって市民が安心して生活でき、幸せを実感できるまちの発展に寄与することを目的とする。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次の各号に掲げる原則に従い活動するものとする。

- (1) 市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会を目指して活動すること。
- (2) 市長等に対し、適切な行政運営が行われているかどうか監視し、評価を行うこと。
- (3) 議会に提出された議案の審議を行うほか、地方分権と自治の進展に的確に対応するとともに議会の質を高め、独自の政策立案や政策提言を行うこと。
- (4) 議決責任を深く認識し、積極的に情報公開に取り組むことにより市民に対する説明責任を果たすこと。
- (5) 市民の多様な意見を把握し、政策立案に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (6) 市民の議会の傍聴に際しては、議員が議案の審議に用いる資料を提供し、傍聴者の情報取得に配慮した環境を整備するなど、市民の傍聴意欲を高める議会運営に努めること。
- (7) 市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会運営の基本となる三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）、三田市議会会議規則（昭和35年三田市議会規則第1号）及び議会内での申合せ事項等を継続的に見直すこと。

### (議員の活動原則)

第3条 議員は、次の各号に掲げる原則に従い活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互

の自由な討議を重んじること。

(2) 市民の代表として、日常の調査活動及び自己研さんを通して常に自らの資質の向上に努めること。

(3) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(議長の責務)

第4条 議長は、二元代表制の一翼を担う議会を代表し、中立かつ公正な職務の遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

2 議長は、不断に議会を改革し、議会が議決機関として最適な意思決定ができる環境を整えるよう努めなければならない。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、主として同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

### 第3章 市民と議会の関係

(議会からの情報発信)

第6条 議会は、市民に対して積極的に情報を発信し、情報の共有化に努めるとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議をはじめ、すべての会議を原則として公開する。

(市民等からの意見の反映)

第7条 議会は、委員会（三田市議会委員会条例の規定に基づき設置された常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びにその他の委員会をいう。以下同じ。）の運営に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民又は有識者による専門的又は政策的識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

2 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議において必要と認めるときは、これら提案者の意見を聴く機会を設けるように努めるものとする。

3 議会は、市民の多様な意見を反映し得る合議体としての役割を最大限に生かすために、市民参加の機会の拡充に努め、市民との意見交換の場を多様に設けるも

のとする。

- 4 前項の市民との意見交換の場は、年1回以上開催するものとし、必要な事項は別に議長が定める。

(広報)

第8条 議会は、市政に係る情報を、議会独自の視点から、市民に対して周知しなければならない。

- 2 議会は、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう議案に対する各議員の判断を多様な広報手段を活用することにより公表しなければならない。
- 3 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用するとともに、市民が容易に理解できる表現で広報することにより、市民が議会と市政に関心を持つように努めなければならない。
- 4 議会は、前3項に規定する活動を行うため、広報委員会を設置する。
- 5 広報委員会に関することは、別に議長が定める。

#### 第4章 市長等と議会の関係

(市長等との関係)

第9条 議会の審議における議員と市長等は、次項及び第3項に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- 2 議会の本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。
- 3 議長から本会議及び委員会に出席を求められた市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(監視及び評価)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策、条例又は計画（以下「政策等」という。）について、議会の審議における論点情報を形成し、その政策等の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、市長に対し次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至るまでの経緯及び提案の理由
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 市民参加の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 関係する法令及び条例等（三田市の条例及び三田市の執行機関の規則（地方

自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第2項に関する規程を含む。）をいう。）

(6) 政策等の実施に要する財源措置

(7) 将来にわたる政策等のコスト計算

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、当該政策等の水準を高める観点から、立案及び執行における問題点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めなければならない。

3 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、第1項の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成に努めるよう求める。

（議決事項の拡大）

第11条 議会は、市長と同様に市民の代表機関であることに鑑み、市政における重要な計画等を決定するため、法第96条第2項の議会の議決すべきものの範囲の拡大を図るものとする。

2 議会の議決事項は、三田市議会の議決すべき事件等に関する条例（平成24年三田市条例第 号）で定めるところによる。

#### 第5章 議員間の討議

（議員間の討議による合意形成）

第12条 議会は、本会議又は委員会において、議員提出議案、市長提出議案及び市民提案等を審議又は審査し、結論を出す場合にあっては、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

2 議員は、議会の政策立案能力の強化を図るため、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

#### 第6章 議会の体制

（委員会の運営）

第13条 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし、その適切な運営に努めなければならない。

（調査機関の設置）

第14条 議会は、議案の審査、諮問又は三田市の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、調査機関を設置すること

ができる。

(議会改革)

第15条 議会は、議会の改革の取組みを検証し、かつ、継続的に取り組むため、議会改革推進会議を設置するものとする。

2 議会改革推進会議は、前項に規定する議会改革の取組みの検証を行うほか、第26条に規定するこの条例の見直しを行うものとする。

(政策研究会)

第16条 議会は、市政に関する重要な政策等及び課題に対し共通認識の醸成を図り、合意形成に資するとともに、条例案の策定や政策立案、市長に対する政策提言等を行うため、政策研究会を置くことができる。

2 政策研究会に関することは、別に議長が定める。

(議会による研修)

第17条 議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を開催する。

(危機管理)

第18条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時において総合的かつ機能的に活動できるよう市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。

2 議会及び議員は、災害等の不測の事態が発生したときは、市長等と連携し、次の各号に掲げる対応を行うものとする。

(1) 議員による協議又は調整を行うための協議会等を開催すること。

(2) 状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し提言を行うこと。

## 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第19条 議会は、議員の政治倫理に関しては、三田市議会議員の政治倫理に関する条例(平成20年三田市条例第38号)で定めるところによる。

2 議員は、市民の代表者として政治倫理を常に自覚し、品位の保持に努めなければならない。

(定数)

第20条 議員定数は、三田市議会議員定数条例（昭和34年三田市条例第7号）で定めるところによる。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、議会の機能を高める目的を常に持ち、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して学識者及び市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとする。

3 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。

(議員報酬)

第21条 議員報酬は、三田市議会議員報酬等に関する条例（昭和31年三田町条例第18号）で定めるところによる。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、学識者及び市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとする。

3 前条第3項の規定は、議員報酬の条例改正の場合について準用する。

(政務調査費)

第22条 政務調査費に関することは、三田市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年三田市条例第2号）で定めるところによる。

## 第8章 議会機能の充実強化

(議会事務局)

第23条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を高めるため、議会事務局の法務及び財務など市政に関する調査機能の強化に努めるものとする。

2 議長は、議会運営に加え、議会の政策立案等に資する職員を議会事務局の職員として出向させるよう市長に要請するものとする。

3 市長は、議長から前項の規定による要請を受けたときは、誠実に応じなければならない。

(議会図書室)

第24条 議会は、議員の調査研究及び政策立案能力等の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。



2 議会図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとする。

#### 第9章 条例の位置付け及び見直し

(この条例の位置付け)

第25条 この条例は、議会運営における基本原則であって、議会は、この条例に反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

(見直し)

第26条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会経済情勢の変化等を勘案し、議会改革推進会議において必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

付 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。